



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年9月24日水曜日 第647号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則……………（都市計画課）… 679

告 示

- 落札者等の告示……………（行政経営課総務事務管理室）… 679
○ 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 680
○ 道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）……………（東予地方局管理課）… 680

雑 報

- 環境影響評価書の縦覧について……………（環境・ゼロカーボン推進課）… 681

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年9月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（書類の提出） 第15条 省略 2 省略 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、<u>西予市及び松前町</u>が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。	（書類の提出） 第15条 省略 2 省略 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び<u>西予市</u>が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第856号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年9月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県次期旅費システム構築業務委託一式	愛媛県総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年9月9日	株式会社日立システムズ 四国支社 香川県高松市中央町5番31号	188,450,000円	総合評価 一般競争入札	令和7年7月8日

○愛媛県告示第857号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和7年9月24日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー川之江店
四国中央市川之江町898番2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市西中新田297番地1
代表取締役 大賀 昌彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市西中新田297番地1
代表取締役 大賀 昌彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年5月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,516平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
69台
イ 駐輪場の収容台数
25台
ウ 荷さばき施設の面積

302平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7.4立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和7年9月10日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年9月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	金子中萩停車場線	新居浜市金子丙54番27	旧	メートル 10.9～14.0	キロメートル 0.042	
		新居浜市金子丙54番27	新	13.0～16.2	0.042	

雑 報

○公 告

環境影響評価書の縦覧について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第21条の規定に基づき、次の対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月24日

大王製紙株式会社

代表取締役 社長執行役員 若 林 頼 房

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 大王製紙株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 若林 頼房
- (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 大王製紙 三島工場 リサイクル発電設備設置事業
- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力
 - ① 25号ボイラー 処理能力：1,248 t／日
 - ② 26号ボイラー 処理能力：768 t／日

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県四国中央市三島紙屋町5番1号ほか

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県四国中央市

5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課
（愛媛県松山市一番町四丁目2番（N T T愛媛ビル2棟4階））

四国中央市役所 市民部 生活環境課（愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号）

大王製紙株式会社 四国本社（愛媛県四国中央市三島紙屋町628）

(2) 縦覧期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月23日（木）まで
（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

(3) 縦覧時間 8時30分から17時15分まで（開庁時間に準ずる）

なお、評価書の電子版は大王製紙株式会社ホームページ
（<https://www.daio-paper.co.jp/csr/organic/>）において、令和7年9月24日（水）から閲覧いただけます。